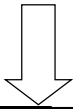
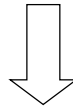


【市有財産随意契約（先着申込順）による売却手続きの流れ】

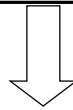
契 約 申 込 （市有財産随意契約申込）	日 に ち	令和8年8月4日（火） から
	時 間	午前9時から午後3時まで （土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。）
	場 所	西尾市資産経営局資産経営課 （西尾市役所3階）
	ご用意いただくもの	①市有財産随意契約申込書 ②委任状（代理人により申し込む場合） ③誓約書 ④申込者と代理人の本人確認書類（運転免許証、法人登記簿等）



契 約 （契約保証金の納付）	日 に ち	売払いの決定に係る通知があった日から10日以内
	場 所	西尾市資産経営局資産経営課 （西尾市役所3階）
	注 意 事 項	※契約保証金は、契約金額の100分の10以上の金額を納付してください。 ※契約の締結の際には、事前に担当までご連絡ください。 電話0563-65-2156（ダイヤルイン）資産経営担当
	ご用意いただくもの	①契約保証金（契約金額の100分の10以上の額） ②収入印紙（契約書貼付用） ③印鑑（契約書押印用） 等 ※詳細は売払いの決定に係る通知に記載



売 買 代 金 の 納 付	日 に ち	契約日から35日（5週）以内
	注 意 事 項	※契約保証金は売買代金の一部に充当することとします。残金を納入してください。
		※売買代金が完納された時、所有権は移転し、売買物件は現状のまま引き渡されたものとします。



所 有 権 移 転 登 記	所有権移転登記は西尾市が行います。 （所有権移転に掛かる登録免許税は購入者の負担となります。）
----------------------	--